

福津市監査委員監査基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、監査委員の行う監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の事務処理の基本について定め、監査事務の効率的な運営を確保することにより、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 監査委員は、公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、市の事務の管理及び執行等について、必要な監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性及び妥当性の保障を期するものとする。

(監査等の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 直接請求監査 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第75条第1項の規定に基づき、市の事務の執行に関し、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から監査の請求があったときに実施する。
- (2) 議会の請求監査 法第98条第2項の規定に基づき、市の事務に関し、市議会から監査の求めがあったときに実施する。
- (3) 行政監査 法第199条第2項の規定に基づき、必要があると認めるとき、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時に実施する。
- (4) 定例監査 法第199条第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、及び市の事務事業の執行に係る工事について当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。
- (5) 隨時監査 法第199条第5項の規定に基づき、必要があると認めるとき、前号に準じて実施する。
- (6) 市長の要求監査 法第199条第6項の規定に基づき、市の事務の執行に関し、市長から監査の要求があったときに、その要求に係る事項について実施する。

- (7) 財政援助団体等監査 法第199条第7項の規定に基づき、必要があると認めるとき、又は市長の要求があったときに、市が補助金等財政的援助を与えていたる団体、資本金等を出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、受益権を有する信託の受託者及び公の施設の管理受託者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- (8) 決算審査 法第233条第2項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定に基づき、市長から毎会計年度、毎事業年度の各会計決算及び附属書類の審査を求められたときに、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- (9) 例月出納検査 法第235条の2第1項の規定に基づき、市の現金の出納に關し、会計管理者及び企業管理者の保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。
- (10) 公金の収納支払事務監査 法第235条の2第2項の規定に基づき、必要があると認めるとき、又は市長若しくは企業管理者の要求があったときに、法第235条第2項の規定により指定した金融機関が取り扱う市の公金の収納又は支払の事務が法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施する。
- (11) 基金運用状況審査 法第241条第5項の規定に基づき、市長から毎会計年度、各基金の運用状況の審査を求められたときに、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- (12) 住民の請求監査 法第242条第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会若しくは委員又は市の職員について、違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な行為を怠る事実を理由として、住民から監査の請求があつたときに、請求の内容について実施する。
- (13) 賠償責任監査 法第243条の2の2第3項の規定に基づき、市の職員が市に損害を与えたと認めて、市長又は企業管理者から要求があつたとき、要求に係る事実の有無等について実施する。
- (14) 健全化判断比率等審査 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき、市長から毎会計年度の健全化判断比率及びその算定書類の審査を求められたときに、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等の定めるところに従つて適正かつ正確に行われているかどうかを主眼として実施する。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公平不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門性)

第5条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(情報の管理)

第7条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

- 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、福津市個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うものとする。

第3章 実施基準

(監査計画)

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査等は、書類、帳簿、証拠書、設計書等に基づき照合するとともに、必要に応じて実査、立会、確認、質問、分析、比較等必要と認める監査技法を選択適用して実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員との連携)

第14条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第15条 監査委員は、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、行政監査及び財政援助団体等監査等に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。
- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第16条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点（評価項目）
 - (5) 監査等の実施内容
 - (6) 監査等の結果
- 2 前項第号6号の監査等の結果には、第3条に掲げる監査の主眼又は請求の趣旨に照らし、重要と判断される事項が認められる場合にはその内容について記載するものとする。また、重要と判断される事項が認められない場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

3 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第5章 雜則

(雑則)

第20条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(福津市監査委員監査規程の廃止)
- 2 福津市監査委員監査規程(平成17年監査委員訓令第1号)は、廃止する。